平成２５年（フ）第２０５号
福岡県久留米市津福今町681番地２　レピュートおんつか３―101号、前住所福岡県久留米市津福今町483番地40
債務者　田中みどり
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２０６号
福岡県久留米市津福今町681番地２　レピュートおんつか３―101号、前住所福岡県久留米市津福今町483番地40
債務者　田中　稔
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４１０号
北九州市若松区二島１丁目１番22号
債務者　田代シズ子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６１０号
北九州市門司区旧門司２丁目13番２―14号
債務者　湧本　修一
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市城山町16番20号　ライオンズマンション501号
債務者　髙山　恵
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
鹿児島県鹿児島市真砂本町５番12―36号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町11番35号
債務者　濵田　愛
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4803番地　ルーミネスＥ棟201号
債務者　田中美由喜
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
鹿児島県鹿児島市真砂町84番22号　エントピア真砂Ⅲ703号
債務者　金松恵美子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目20番30号　グループホームいろりの家
債務者　上馬場多美子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目５番６号　辻村アパート202号
債務者　湯田　雅彦
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４４号
秋田県北秋田市綴子字家下タ319番地
債務者　奈良田哲子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第５０号
福島県いわき市内郷御厩町４丁目24番地の１　シティーコーポ野木Ａ
債務者　藁谷　宣子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３１４号
石川県白山市八田町1170番地５、従前の住所　金沢市三池町98番地
債務者　田形　郁美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１７６号
三重県津市白塚町奥起2486―２　サンハイツマエガワ１―Ｃ、住民票上の住所三重県四日市市元町１番12号　日宝レスカール元町801号
債務者　斉藤　慎一
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７７号
三重県鈴鹿市磯山３丁目７番21号
債務者　長谷川裕之
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　津地方裁判所破産係